

全員協議会会議録

○ 出席者	1
1 開 会	2
2 あいさつ	2
3 協議事項	3
(1) 本日の全員協議会の進め方について	3
4 議題	3
(1) 議長、副議長の選挙について	3
(2) 常任委員の選任について	3
(3) 議会運営委員の選任について	3
(4) 塩谷広域行政組合議会議員の選出について	3
(5) 各種委員等の選出について	3
(6) 特別委員会の設置について	3
① 議会改革推進特別委員会	3
② 議会広報広聴委員会	3
③ 議会報告会運営委員会	3
(7) 提出議案について	6
① 議案第1号 監査委員の選任同意について	6
(8) 会期、会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて	7
5 報告事項	8
(1) 報告第1号 市長の専決処分事項報告について 専決第6号 和解について	8
(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について	9
(3) 令和5年人事異動について	10
(4) 町の区域変更について	12
(5) 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更並びに財産処分に関する協議について	13
(6) 固定資産税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）特例割合の設定について	14
(7) 事故報告について	15
(8) 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について	15
(9) 矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例の制定について	17
4 議題（再掲）	21
(5) 各種委員等の選出について（再掲）	21
(6) 特別委員会の設置について（再掲）	22
① 議会改革推進特別委員会	22

②	議会広報広聴委員会	22
③	議会報告会運営委員会	22
6	その他	23
7	閉会	24

日 時 令和5年5月18日 午前10時00分～午後4時27分
場 所 議場 (途中休憩あり)

○ 出席者

【 議員 15 人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ③ 森 島 武 芳
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由 紀 夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 三堂地 陽 一
- ③ 教育長 塚 原 延 欣
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長 和 田 理 男
- ⑤ 秘書広報課長 宮 本 典 子
- ⑥ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑦ 税務課長 佐 藤 裕 司
- ⑧ 子ども課長 高 橋 理 子
- ⑨ 商工観光課長 小 林 徹
- ⑩ 教育部長兼教育総務課長 細 川 智 弘
- ⑪ 生涯学習課長 佐 藤 賢 一

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 星 哲 也
- ② 副主幹 粕 谷 嘉 彦
- ③ 副主幹 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○座長（石井侑男） ただいまから、全員協議会を開会いたします。

（10:00）

2 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日、第387回随時会議を開催いただきまして、ありがとうございます。

今回の随時会議は、選挙後初めての議会でございますので、正副議長の選挙、常任委員及び議会運営委員の選任、塩谷広域行政組合議会議員の選出など、重要な審議事項がございます。

そして今回、私ども市当局から提出いたします案件は、報告事項1件及び人事案件1件の計2件でございます。

提出議案及び各報告事項につきましては、所管の部課長から御説明いたしますが、議案第1号 監査委員の選任同意につきましては、議員のうちから選任することとなっておりますので、議会に御一任申し上げたく、本日は白紙での提出となっておりますことを、申し添えさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

また、各報告事項につきましても、よろしく御協議くださるようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

3 協議事項

(1) 本日の全員協議会の進め方について

○座長 次に、3 協議事項、(1)本日の全員協議会の進め方について、説明を求めます。

○世話人会代表（関由紀夫） 皆様おはようございます。

一般選挙後初めての議会は、正副議長の選挙、常任委員会の選任など、議会の体制については、ほかの全ての案件に先行し選出することになります。従いまして、全員協議会次第の4 議題の(1)から(6)までの説明の後、全員協議会を一旦休憩しまして、本会議を開催し、正副議長の選挙を行ってから、再び全員協議会を開会するという進めたいと思いますので、議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

○座長 ただいまの説明に対し、御質疑等がありましたら発言願います。

(なし)

○座長 ないようですので、ただいまの説明のとおり進めることで御了承願います。

4 議題

- (1) 議長、副議長の選挙について
 - (2) 常任委員の選任について
 - (3) 議会運営委員の選任について
 - (4) 塩谷広域行政組合議会議員の選出について
 - (5) 各種委員等の選出について
 - (6) 特別委員会の設置について
-
-

- ① 議会改革推進特別委員会
 - ② 議会広報広聴委員会
 - ③ 議会報告会運営委員会
-

○座長 関連がありますので、一括説明を求めます。

○世話人会代表 4 議題の(1)から(6)の概要については、5月2日に開催されました全員協議会において、事務局長から説明があったとおりであります。

今回は、正副議長の選挙の方法など、確認の意味で、再度、事務局長に説明させます。

○事務局長（星哲也） 一括して説明いたします。

はじめに、(1)議長副議長の選挙についてでございます。世話人会代表の説明にありましたとおり、4 議題の(1)から(6)までの説明、質疑・応答後、全員協議会を一旦休憩し、議員各位には議員控室に移動いただき、本会議の進め方について御協議いただきます。

協議終了後、議場に戻り本会議を開会いたします。今随時会議は、改選後初めての議会で議長が不在となっておりますので、議長が決定するまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員に臨時議長を務めていただき、臨時議長には、仮議席の指定を行った後に、議長の選挙を行っていただくこととなります。

次に、新しい議長のもとで、本議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定をしてから、副議長の選挙を行うこととなります。

次に、(2)常任委員会の選任については、委員会条例第2条第2項及び第5条第1項の規定により、総務常任委員会に8人、教育福祉産業常任委員会に7人、予算決算常任委員会に15人を議長が会議に諮って指名することとなっておりますが、指名に当たりましては、事前に各委員から提出されました、希望届を参考にして調整の上、指名されます。本会議での指名直後、本会議を一旦休憩し、その休憩中に各常任委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただくこととなります。

次に、(3)議会運営委員の選任については、委員会条例第3条の3第2項の

規定により、定数6人で常任委員の選任と同様に、議長が会議に諮って指名することになります。慣例により、総務常任委員会、教育福祉産業常任委員会、それぞれから選出された委員3名をもって構成されます。本会議での指名後、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をしていただくこととなります。

次に、(4)塩谷広域行政組合議会議員の選出につきましては、同組合の規約によりまして、本市議会から5名の議員の選出をお願いするものであります。

次に、(5)各種委員等の選出につきましては、市当局から議会に対し、都市計画審議会委員3名、国民健康保険運営協議会委員2名、社会教育委員1名、環境審議会委員1名についての推薦依頼が届いておりますので、その選出についてお願いするものであります。

次に、(6)特別委員会の設置については、一括で説明いたします。特別委員会の設置については、改選前は任意の委員会として全員協議会において設置されたものでありますが、①議会改革推進特別委員会、②議会広報広聴委員会、③議会報告会運営委員会の3委員会が設置されましたが、このたびの改選によりまして、いずれも消滅しております。特別委員会について、世話人会で協議し、引き続き、この三つの委員会を設置することとなったものであります。具体的には、議会の構成が全て整った後、つまり、全員協議会の最後に、(5)の各種委員の選出と併せて、この特別委員会の設置及び委員の選任を行う予定でありますので、御協力をお願いいたします。

○座長 説明は終わりました。ただいまの説明に対し、御質疑はございませんか。

(なし)

○座長 ないようですので、各種委員等の選出及び特別委員会の設置について

は、議会の構成が決定してから、改めて全員協議会の最後に、選出及び設置することになります。

この場合は説明だけに留めておきますので御了承願います。

○座長 暫時休憩いたします。 (10:10)

10:11～10:16 控室 正副議長選挙に係る説明

10:17～11:13 議場 本会議（仮議席指定から副議長選挙まで）

11:13～14:25 控室等 委員等選任協議等

○議長（佐貫薫） 休憩前に引き続き、全員協議会を再開いたします。

(14:26)

(7) 提出議案について

① 議案第1号 監査委員の選任同意について

○議長 (7) 提出議案について、①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） それでは議案第1号について御説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

(議案書1ページを朗読)

この議案につきましては、午前中の市長の挨拶にもありましたように、議員のうちから選任することになっております。議会に御一任いたしますことから、本日は白紙で提出させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に進みます。

(8) 会期、会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 (8)について説明を求めます。

○世話人会代表 去る5月11日、第2委員会室において世話人会を開催し、会期、会議期間、議事日程及び議案の取扱い等について協議いたしました。

その結果、会期については、本日から令和6年4月30日までの349日間とし、第387回矢板市議会随時会議の会議期間については、本日1日と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

なお、議案については、人事案件でありますので、質疑、討論を省略して即決でお願いしたいと思います。

このほか、細部については事務局長に説明させます。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますよう、お願いいたします。

○事務局長 御説明いたします。

会期、会議期間及び議事日程については、世話人会代表が説明したとおりであります。会議録署名議員の指名の方法につきましては、先ほど本会議において、議席番号1番と9番の議員が指名されましたが、今後は、2番と10番、3番と11番という順で指名される予定であります。

また、本会議場における投票の際の開票立会人の指名方法につきましては、会議録署名議員の指名とは逆に、議席番号7番と13番、5番と11番の議員が指名されましたが、今後は4番と10番という順で指名される予定であります。なお、会議録署名議員及び開票立会人の指名については、議長は指名しない予

定でございます。

次に、当局から提出されます議案については、総務課長から説明がありましたとおり、人事案件1件であります。議案の取扱いにつきましては、先ほど世話人会代表から御協議があったとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、世話人会代表及び事務局長の説明のとおり、御了承願います。

次に進みます。

5 報告事項

(1) 報告第1号 市長の専決処分事項報告について

専決第6号 和解について

○議長 (1)について説明を求めます。

○教育総務課長（細川智弘） 報告第1号 市長の専決処分事項報告について御説明いたします。

この件につきましては、2月の全員協議会において報告いたしました、庁用車の軽トラックが駐車場から道路に出るため、並んで止まっていたところ、庁用車の左側の駐車スペースよりバックしてきた車両が、庁用車の助手席側ドア付近に衝突した車両事故につきまして、相手方と和解しましたので、法の定めるところにより、報告するものであります。

それでは、報告事項を御用意ください。

専決第6号の専決処分書を御覧ください。専決の日は令和5年4月19日で

ございます。事故の発生は令和5年2月16日、場所は矢板市本町二丁目1番1号の駐車場です。市の過失はなく、相手方が市の損害額を全額負担いたします。和解の条件、相手方につきましては記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(「ありません」という者あり。)

○議長 次に進みます。

(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について

○議長 (2)について説明を求めます。

○総合政策課長 (和田理男) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について御報告いたします。

本制度は、国の交付金事業で、電力や食品等、物価高騰の影響を受けている生活者・事業者に対する対策支援を目的として、令和2年度に創設されました。

このたび、新たに低所得世帯支援枠を合わせ追加にて交付されますことから、実施予定の事業について御説明いたします。

まず、低所得世帯支援枠の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業ですが、住民税非課税世帯を対象に1世帯3万円を支給いたします。

次に、生活者・事業者支援ですが、まず、未就学児のいる子育て世代への生活支援として、子供1人当たり1万5,000円を支給します。また、特に1歳から3歳までの子供のいる世帯に対し、対象児1人当たり2,000円の食費応援券を配布いたします。さらに、家計の負担軽減、学校給食費補助事業としまして、市独自に実施する給食費2か月分の無償化に加え、さらに一月分

を無償化し、子育て世代の支援を拡充いたします。次に、省エネ購入費補助事業としまして、節電効果が高いエアコン、冷蔵庫など、量販店を除く市内小売店で購入する費用の一部を補助します。また、プレミアム付き商品券・リフォーム券発行事業、やいた応援クーポン券配布事業として、市内店舗で使える商品券・クーポン券を発行し、物価高騰の影響を受けている市民生活とともに、地域経済の消費拡大を図ってまいります。最後になりますが、農業者並びに土地改良区に対する支援としまして、生産に要した動力光熱費、水利施設の電力の一部を補助します。

これら各事業の総額は約1億8,900万円となりますが、6月の定例会議、補正予算を議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(3) 令和5年人事異動について

○議長 次に、(3)について説明を求めます。

○総務課長 令和5年度人事異動について御報告いたします。

今回の人事異動につきましては、部長級6名、課長級11名、主幹37名を含む総数142名の異動でありました。令和4年度の部課長級の退職者が4名であったことから、部課長及び主幹級の異動が比較的多くなっておりまして、全体の異動規模としては中規模となっております。

それでは今回の異動の主な特徴につきまして御説明いたします。

経済建設部につきましては、新型コロナウイルス感染症後の経済活動の回復を見据え、農林部門と商工部門における新たな取組を推進していくことや、

都市構造再編集中支援事業や、地籍調査の一層の推進を図るため、経済部と建設部に再編いたしました。

また、国体事業の完了に伴い、国体・スポーツ局を廃止いたしまして、生涯学習課内にスポーツ推進室を設置いたしました。

そして、デジタル戦略課につきましては、本市デジタル戦略の推進に当たり、やいた創生未来プランとの一体的な推進を図るため、総合政策課内にデジタル戦略推進室を設置いたしました。

続きまして、健康増進課におきましては、新型コロナウイルス感染症が、5類感染症へ移行となる方針を受けまして、ワクチン接種室を廃止し、所管していた業務が健康増進担当に移管しております。

次の農林課におきましては、林政部門の一層の推進と振興を図ることを目的として、林政推進室を設置。また、農政担当の職員が農業委員会事務局の職務を兼務して執行することといたしました。

それから資料に記載はありませんが、女性活躍推進としての女性職員の登用に関しましては、新たに都市整備課長に女性を起用いたしました。

これによりまして、部課長級の職員のうち、女性は昨年度より1名多い9名となりまして、率で申し上げますと、6.0ポイント上昇の34.6%となっております。

続きまして4の派遣に関しまして、まず、栃木県への派遣では、実務研修といたしまして、産業労働観光部、産業政策課への派遣を継続するとともに、本年度は総合政策部市町村課へ1名を派遣いたしました。

また、相互交流といたしまして、引き続き産業労働観光部観光交流課へ1名を派遣し、栃木県から本市に派遣される県職員は、社会福祉課に受け入れております。

さらに本年5月1日から新たに、国土交通省関東地方整備局宇都宮国道事務所に1名を派遣しております。

最後に令和5年度の職員数につきましては、令和4年度よりも5名少ない247名となっております。

今後も業務の状況を見ながら、職員数を決定してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(4) 町の区域変更について

○議長 次に、(4)について説明を求めます。

○総務課長 町の区域変更について御報告いたします。

町及び字の境界は、道路や水路等地形上明確なものであることが適当とされておりますが、今回の案件につきましては、従来の町の区域が、実際の土地の形状と合わないことが判明したことによりまして、それを解消するため町の区域を変更するものであります。

変更となる場所につきましては、次のページの位置図のとおりであります。一般県道大田原矢板線と市道上町針生2号線の交差点部分であります。

変更内容につきましては、次のページ変更調書に記載のとおりでありまして、変更前の針生を変更後、扇町二丁目に変更するものであります。

次のページになりますが、黒の点線が扇町二丁目と針生の区域界でありまして、今回、現況の道路で変更するものであります。

この変更につきましては、来る第 388 回定例会議に議案として提出いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(「ありません」という者あり。)

○議長 ないものと認めます。

(5) 栃木県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更並びに財産処分に関する協議について

○議長 次に、(5)について説明を求めます。

○総務課長 御報告させていただきます。

栃木県内の市町などの事務の一部を共同処理しております、栃木県市町村総合事務組合におきまして、本年 9 月 30 日に佐野地区衛生施設組合が解散するため、組織する地方公共団体の数を減少し、規約を変更すること、また、退職手当支給事務に係る財産処分を行うものであります。

これら規約の変更等に当たりましては、地方自治法の規定によりまして、組合を組織する関係団体の議会の議決が必要であります。

つきましては、第 388 回定例会議に議案として提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(6) 固定資産税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）特例割合の設定について

○議長 次に、(6)について説明を求めます。

○税務課長（佐藤裕司） 御説明いたします。

この地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）につきましては、課税標準の特例割合を、国の示す割合を参酌して、一定の範囲内で、条例で定める措置となりますが、令和5年度税制改正による地方税法の改正に伴い、長寿命化に資する大規模改修工事を行ったマンションに係る税額の減額措置が新たに創設されました。

その概要につきましては、管理計画認定マンション等において、一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税、3分の1を参酌して、6分の1以上、2分の1以下の範囲内で、市の条例で定める割合へ減額するものであります。市の掲げる特例割合につきましては、国の示す参酌基準であります、3分の1に設定するものであります。なお、対象となる可能性ある市内の分譲マンションは、1件のみでございます。

以上でございます。この特例割合の創設を含めました市税条例の一部改正につきましては、来る第388回定例会議に議案として提出いたしますので、御審議くださるようお願いいたします。

説明は以上です。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

(7) 事故報告について

○議長 次に、(7)について説明を求めます。

○子ども課長（高橋理子） 事故の発生について御報告いたします。

発生日時は5月6日午後2時45分頃、発生場所はカインズホーム矢板店駐車場でございます。事故の状況は、泉保育所職員が児童用消耗品を購入するため店舗駐車場に駐車していたところ、庁用車の隣へ駐車しようとバックしてきた乗用車が、庁用車の助手席側前方部バンパーに接触したものです。職員が店内にて買い物中であったためけがはなく、相手方にもけがはございませんでした。

現在、事故の相手方とは被害状況等について調査協議中であります。今後、相手方との示談が整いましたら、所定の手続きを行い、議会に改めて御報告いたしますので、よろしく願いいたします。

なお今回の事故は、職員が日頃から安全運転を心がけていたにも関わらず、起きた事故ではございますが、今後とも職員に対し、引き続き交通安全の徹底を促してまいります。

報告は以上です。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等はありませんか。

（「ありません」という者あり。）

○議長 ないものと認めます。

(8) 矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正について

○議長 次に、(8)について説明を求めます。

○商工観光課長（小林徹） 御報告いたします。

目的としましては、今年度、城の湯温泉センターの一部を国の地方創生拠

点整備交付金を活用し、滞在型スポーツツーリズムの推進として、有料宿泊施設を整備、設置することなどにより、条例の一部改正となります。

改正の内容につきまして、次ページ、改正案要綱を御覧ください。

主要な改正内容につきましては、3改正内容に記載のとおり、(1)観光振興等の追記、(2)宿泊施設の追記となります。また、(3)利用時間、休館日及び利用料金につきまして、次ページを御覧ください。3利用料金につきまして、城の湯温泉センター閉館時間を午後10時とするなどし、4休館日につきましては、日曜日の宿泊需要が見込まれるため、第1、第3火曜日としたいと考えております。次ページを御覧ください。5利用料金につきましては、昨今の原油価格、物価高騰などを加味し、上限額につきまして、(1)温泉センター利用料金、(3)キャンプ場及び(4)RVパークの利用料金を記載のとおりの上限額以内とし、また、(2)今年度整備される宿泊棟の利用料金につきましては、1人1泊7,000円以内とする考えでございます。

矢板市城の湯やすらぎの里設置及び管理条例の一部改正の概要は以上となります。

最後になりますが、本案につきましては、6月の定例会議に議案として提出し、御審議賜りますとともに、令和6年4月1日施行としたい考えでございますので、よろしく願いいたします。

報告は以上です。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

(9) 矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例の制定について

○議長 次に、(9)について説明を求めます。

○生涯学習課長（佐藤賢一） 御報告いたします。

令和6年4月開業予定の矢板市文化スポーツ複合施設について、地方自治法によりまして、その設置及び管理に関する事項を定めるため、条例を制定するものであります。

概要について説明いたします。

1 枚めくっていただきまして、条例制定案要綱を御覧ください。

1 条例案の趣旨は記載のとおりとなっております。

2 条例案の内容の(1)は設置を宣言するものでありまして、施設の目的を記載しております。対象者は、市民に加えまして、市外からの来訪者の明記をいたします。市民の利用にとどまらず、スポーツツーリズム等の市外からの呼び込みを図ること。未来体育館として、デジタル技術の導入を予定しておりますので、情報通信技術の活用を明記してまいります。また、文化芸術、スポーツ活動に加えまして、健康づくりの機会を提供し、生涯学習推進と、健康保持増進を図るとともに、交流人口、関係人口の創出拡大に努め、地域経済の活性化を図るとし、市民福祉の増進と、持続可能な地域づくりの実現を目指すことといたします。

(2)の名称につきましては、「矢板市文化スポーツ複合施設」といたします。

(3)、(4)の開館時間、休館日、使用許可等は記載のとおりとなります。

(5)の使用料につきましては、他の施設使用料と同様に適切な受益者負担の考えを原則といたしますが、仮に原価計算を行いますと、アリーナの全面使用負担率 50%として試算をいたしますと、1時間当たり約2万円の使用料となってしまいます。そこで、既存の市のスポーツ施設使用料とのバランスや、

近隣施設、類似施設の金額設定を参考にいたしまして、利用促進を第 1 目的として、かなり低めの使用料の設定としたいと考えております。また、使用料の設定は、平日は市民の利用を優先いたしまして、土日や夏休みなどは、スポーツツーリズム等の利用を優先した料金設定といたしまして、さらに、夏季、冬季、市外利用、営利、宣伝利用への加算を行う予定でおります。

2 枚めくっていただきまして、3 主な使用料の設定を御覧ください。記載のとおり、(1)施設のほうでアリーナなどの 1 時間当たりの使用料、(2)備品等で収納式ステージの 1 時間当たりの使用料等が記載してあります。例えば、(1)施設のアリーナの使用料の設定は、平日と休日等で、また午前、午後、夜間で、1 時間当たりの使用料に差をつけていきたいと考えております。近隣施設の県北体育館サブアリーナの使用料につきましては、照明空調込みで、例えば 9,000 円ほどとなっております。この施設のアリーナにつきましては、平日午前、照明空調込み全面利用といたしまして、1,500 円といたします。他施設と比較いたしましても、圧倒的に低い設定となりまして、高齢者が使いやすい額とすることで、例えば高齢者のラージボール卓球の利用を促す料金設定としたいと考えております。平日夜間は、社会人や中高生の利用がメインとなりますので、1 時間 3,000 円といたしますが、照明空調込みの設定があることなどを考慮いたしますと、かなり低めの設定だと御理解いただけると思います。

休日等は、全ての時間帯を 4,500 円としておりますが、それでも十分使いやすい設定かと思っております。

なお、2 市 2 町の住民以外の市民の利用は、1.5 倍とさせていただき、1 時間計算いたしますと、6,750 円となりますが、先ほどの県北体育館よりは、低い設定となりますので、各種大会の需要の取り込みを図ってまいりたいと考

えております。

前のページに戻っていただきまして、(6)減免につきまして説明いたします。
(6)減免につきましては、小中高生の使用については、使用の中心となる平日夜間と休日等の使用料の水準を考慮いたしまして、また障がい者についても、何らかの減免を考慮する必要があると考えておりますので、別途方針を検討してまいりたいと考えております。

(7)指定管理者の導入状況についてとなります。

利用料金を導入し、指定管理者の収入として指定管理料の低減を図っていきたくと考えております。

(8)の施行日は令和6年4月1日といたしまして、指定管理者の公募等の準備行為を行うようにしていきたいと考えております。

矢板市文化スポーツ複合施設設置及び管理条例については以上でございますが、本案につきましては、来る6月定例議会に議案として提出させていただきますので、方針につきましてよろしく願いいたします。

報告は以上となります。

○議長 ただいまの説明に対し、御質疑等ありませんか。

○宮本議員 6月の定例会議で、詳しく質疑を受けるような提案がありましたが、その前にちょっとお聞きしたい点がございます。

まず、この施設なのですが、これは学校の事業主体として、子供たち、生徒たちが利用するということは、計画上どのような考えを持っているかということと、もしそうであれば、子供たちの個人的なものは減免でも結構かと思うのですが、学校の事業自体で、子供たちに使っていただくということは、よりこの体育館のPRにもなりますし、外部の方にも大きな矢板市のPRになるのではないかと思いますので、そういうときには、減免じゃなく思い切

って市長の判断でゼロということで、学校事業に関してはゼロというような考えをお持ちであればと思ったものですから、お願いをしたいと思います。

これは後で、また6月議会にあるので、出来る範囲で結構です。

もう1点なのですが、アリーナの使用料について、今、2万円と先ほどお話がありまして、これは利用促進のために低めにこれから考えて設定するというお話がありました。これなのですが、具体的にどの辺まで、1万円か、あるいは5,000円か具体的なものを今、頭の中に担当課長あれば、ちょっとお示ししていただければと思います。

無理ならば6月議会で質問しますから大丈夫です。お願いします。

○生涯学習課長 ただいまの質疑に対してお答えいたします。

一つ目の学校の授業に対する減免なのですが、これにつきましては先ほど御説明いたしましたとおり、減免につきましては、ただいま検討している最中ですので、ただいまいただいた御意見を参考にしながら、検討してまいりたいと思います。

二つ目の料金なのですが、料金につきましては、先ほど、示しました資料の一番後ろ、最後のページに、現段階での主な使用料の設定ということで、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上となります。

○議長 他に御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、報告事項の説明は終了といたします。

○議長 暫時休憩いたします。 (15:02)

15:05～15:58 本会議等
(常委・議運委員の指名・各正副委員長互選、広域議会議員

選出、提案理由説明、監査委員選出、議案の採決、議運継続審査申出議決、報告事項説明、議長及び市長挨拶を経て随時会議を散会)

○議長 休憩前に引き続き、全員協議会を再開します。 (15:59)

4 議題 (再掲)

(5) 各種委員等の選出について (再掲)

○議長 執行部より推薦依頼のありました各種委員等の選出については、議長から指名することによろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

○議長 御異議なしと認め、議長から指名することに決定しました。

御指名いたします。

都市計画審議会委員に、4番 齋藤典子委員、7番 掛下法示議員、12番 小林勇治議員。

国民健康保険運営協議会委員に、4番 齋藤典子議員、15番 石井侑男議員。

社会教育委員に1番 渡辺英子議員。

環境審議会委員に、5番 神谷靖議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしましたとおり決定することに、御異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 御異議なしと認め、指名のとおり決定いたしました。

(6) 特別委員会の設置について（再掲）

-
- ① 議会改革推進特別委員会
 - ② 議会広報広聴委員会
 - ③ 議会報告会運営委員会
-

○議長 特別委員会の設置についてを議題といたします。

①議会改革推進特別委員会、②議会広報広聴委員会、③議会報告会運営委員会の3委員会を設置して、議長から委員を指名することによろしいか、お諮りをいたします。

(異議なし)

御異議なしと認めます。したがって、3特別委員会を設置することとして指名をいたします。

①議会改革推進特別委員会委員に、15番 石井侑男議員、8番 宮本莊山議員、3番 森島武芳議員、5番 神谷靖議員、7番 掛下法示議員、10番 高瀬由子議員、6番 石塚政行議員、14番 私、佐貫薫を指名いたします。

次に②議会広報広聴委員会委員に、10番、高瀬由子議員、5番 神谷靖議員、8番 宮本莊山議員、1番 渡邊英子議員、2番 榊真衣子議員、3番 森島武芳議員、4番 齋藤典子議員、6番 石塚政行議員、そして14番 私、佐貫薫を指名いたします。

次に、③議会報告会運営委員会委員については議員全員を指名いたします。お諮りいたします。ただいまの指名に御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。

従って、特別委員会の設置については、ただいまの指名のとおり決定をいたしました。

○議長 各特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

(1 6 : 0 4)

1 6 : 0 7 ~ 1 6 : 1 2 議会報告会運営委員会

1 6 : 1 3 ~ 1 6 : 1 7 議会改革推進特別委員会

1 6 : 1 8 ~ 1 6 : 2 3 議会広報広聴委員会

○議長 休憩前に引き続き、全員協議会を再開いたします。(1 6 : 2 5)

休憩中に、各特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果報告書が議長に提出されております。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長 命により朗読いたします。

議会改革推進特別委員会委員長に、15 番 石井侑男議員、副委員長に 8 番 宮本莊山議員。

議会広報広聴委員会委員長に、10 番 高瀬由子議員、副委員長に、5 番 神谷靖議員、副委員長に 8 番 宮本莊山議員。

議会報告会運営委員会委員長に 13 番 伊藤幹夫議員、副委員長に 2 番、榊真衣子議員、以上であります。

○議長 各特別委員会の委員長及び副委員長は、事務局長朗読のとおりであります。各委員は、円滑な委員会運営に御協力をお願いいたします。

次に進みます。

6 その他

○議長 以上で予定しました議題は終了いたしました。この際、議員各位から何かありませんか。

(なし)

7 閉 会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(16:27)

お疲れ様でした。